

新潟市学校給食懇話会開催要綱

(目的)

第1条 本市を取り巻く状況を踏まえ、学校給食の総合的な見直しを行うために、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、新潟市学校給食懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

- (1) 新潟市の学校給食のあり方に関すること
- (2) そのほか、懇話会が必要と認めること

(開催期間)

第2条 懇話会の開催期間は、令和5年12月31日までとする。

(委員構成)

第3条 懇話会は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、令和5年12月31日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長及び座長代理)

第6条 懇話会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、必要に応じ教育長が招集する。

- 2 教育長が必要と認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 懇話会の会議は、公開とする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条各号に該当する情報を扱う場合は非公開とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局保健給食課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。